

連絡事項

第三管区海上保安本部
交通部



第三管区海上保安本部

JAPAN COAST GUARD

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」について

令和3年7月1日施行

東京湾・伊勢湾・瀬戸内海（大阪湾含む）において台風等の異常な気象・海象が予想される場合、走錨等に起因する事故の防止に万全を期すため、

湾外避難・湾内の錨泊制限等を勧告・命令する制度等が創設されます。



瀬戸内海航路を航行する多様な船舶



走錨事故防止ポータルサイト

（海上保安庁交通部航行安全課）

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html>

事故防止に役立つ以下のような情報を掲載しています。

- ・台風進路図、外洋波浪予想図
- ・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海（大阪湾含む）の錨泊船舶の状況図
- ・灯台等で観測した風向・風速等に関する情報
- ・投揚錨作業と事故防止、台風を錨泊避航した状況等、船員教育に役立つ動画情報
- ・走錨事故防止ガイドライン

等



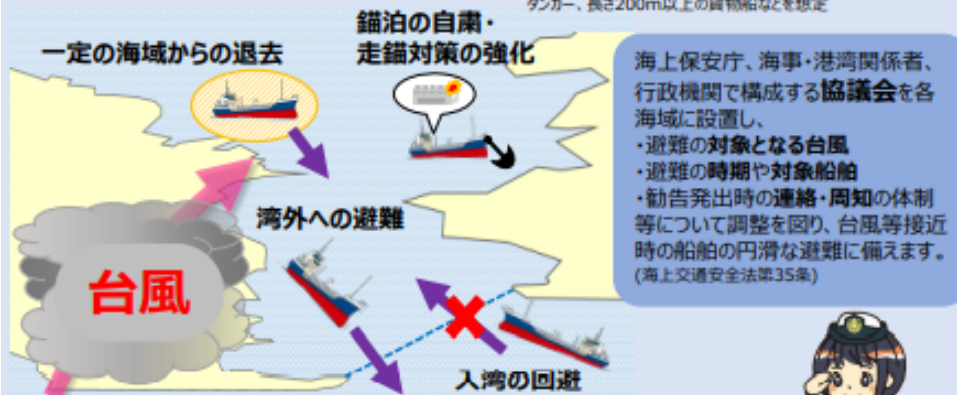
海上保安庁

東京湾・伊勢湾・瀬戸内海（大阪湾含む）において以下の制度が開始されます

異常な気象・海象が予想される場合の勧告・命令制度 (海上交通安全法第32条)

- 特に勢力の強い台風の直撃が予想される際、大型船等の一定の船舶※に対し、**湾外などの安全な海域への避難**や**入湾の回避**を勧告します。
- 台風等の接近の際、湾内等にある船舶に対し、**一定の海域における錨泊の自粛**や**走錨対策の強化**を勧告します。

※主に船体形状や大きな風圧面により風の影響を強く受ける船舶。
目安としては長さ160m以上の自動車運搬専用船、コンテナ船、
タンカー、長さ200m以上の貨物船などを想定



湾外へ避難させる必要がある船舶に対しては、港外避難と湾外避難の勧告・命令を海上保安庁長官が一体的に実施します。



海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度

(海上交通安全法第33条・第34条、港則法第43条・第44条)

- 臨海部における施設等周辺の一定の海域※において錨泊、航行等する個別の船舶に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。
- 船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し**危険の回避**を勧告します。



東京湾に台風が
接近する場合

台風接近が予想される際、次のような勧告に従い、安全な避難等をお願いします。

- ・特に勢力の強い台風の場合：一定の大型船等を対象とする**湾外への避難**や**入湾の回避**
- ・台風等の場合：管区本部長が定める海域にある錨泊船を対象とする機関の準備などの**走錨対策の強化**

等

走錨対策の強化

機関準備!!

京浜港

木更津港

千葉港

海上交通センターによる
情報提供、危険回避の措置の勧告

中ノ瀬航路

横須賀港

浦賀水道航路

湾外への避難

入湾の回避

館山港

海上交通安全法適用海域

港則法適用海域

台風接近の際、海上交通センターからの走錨のおそれなどの**事故防止のための情報を聴取しなければなりません。**

- ・臨海部における施設等周辺の一定の海域において錨泊、航行等する船舶※
- ・船舶や上記施設への異常な接近を認められた場合の危険回避措置の勧告

※東京湾アクライン周辺海域では長さ50m以上の船舶、横浜沖錨地及び南本牧はま道路周辺海域では総トン数500トン超の船舶



荷主企業等の皆様へのお願い

台風接近が予想される際、大型船等が湾外などへの避難や入湾の回避を**時間的余裕をもって行えるよう**、荷主企業等において**荷役計画の変更等の柔軟な対応**をお願いします。

海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

〒100-8976
東京都千代田区霞が関2-1-3
03-3591-6361
<https://www.kaiho.milt.go.jp>



官署等連絡先

| | | | |
|--|--|--|---|
| 海上保安庁 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03-3591-6361 https://www.kaiho.milt.go.jp | 第一管区海上保安本部 〒047-8560 北海道小樽市港町5-2 TEL 0134-27-0118 https://www.kaiho.milt.go.jp/01kanku/ | 第二管区海上保安本部 〒985-8507 宮城県塩釜市青山通3-4-1 TEL 022-363-0111 https://www.kaiho.milt.go.jp/02kanku/ | 第三管区海上保安本部 〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 TEL 045-211-1118 https://www.kaiho.milt.go.jp/03kanku/ |
| 第四管区海上保安本部 〒455-8528 愛知県名古屋市中区入船2-3-12 TEL 052-661-1611 https://www.kaiho.milt.go.jp/04kanku/ | 第五管区海上保安本部 〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 TEL 078-391-6551 https://www.kaiho.milt.go.jp/05kanku/ | 第六管区海上保安本部 〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17 TEL 082-251-5111 https://www.kaiho.milt.go.jp/06kanku/ | 第七管区海上保安本部 〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 TEL 093-321-2931 https://www.kaiho.milt.go.jp/07kanku/ |
| 第八管区海上保安本部 〒624-8686 京都府舞鶴市宇下福井901 TEL 0773-76-4100 https://www.kaiho.milt.go.jp/08kanku/ | 第九管区海上保安本部 〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 TEL 025-285-0118 https://www.kaiho.milt.go.jp/09kanku/ | 第十管区海上保安本部 〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東本町4-1 TEL 099-250-9800 https://www.kaiho.milt.go.jp/10kanku/ | 第十一管区海上保安本部 〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1 TEL 098-867-0118 https://www.kaiho.milt.go.jp/11kanku/ |

各機関のホームページは右のリンクからご覧いただけます
(海上保安庁関係リンク集)<https://www.kaiho.milt.go.jp/link/link.html>



海上保安庁
YouTube



海上保安庁
Twitter



海上保安庁
Instagram



第三管区海上保安本部長が発令する勧告

湾外避難・入湾回避勧告（第●号）

●●●●年●●月●●日●●：●●

関係各位

第三管区海上保安本部長

台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第 32 条第 2 項及び第 48 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1 発令期間

●●●●年●●月●●日●●：●●～勧告を解除するまで

2 勧告対象海域

東京湾^{※1}（湾内の港則法適用港を含む）

3 勧告内容

【湾外避難】

(1) 東京湾内に在る高リスク船等^{※2}は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。

- ① 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶その他の船舶で、船長が自船の堪航性等を考慮し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶
- ② 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。）又は内航貨物定期航路事業^{※3}に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し、東京湾内において安全に避難することが可能と判断した船舶
- ③ 明鐘岬から 304 度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域^{※4}において航行する等して避難する船舶
- ④ 第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶

(2) 東京湾内にある高リスク船等^{※2}以外の船舶は、東京湾外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。

【入湾回避】

(1) 東京湾に入湾しようとする高リスク船等^{※2}は、入湾を回避すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。

- ① 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶その他の船舶で、船長が自船の堪航性等を勘案し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶
- ② 旅客定期航路事業又は内航貨物定期航路事業^{※3}に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し東京湾内の海域で安全に避難することが可能と判断した船舶
- ③ 港内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶又は入湾後十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難することが可能な船舶

- ④ 明鐘岬から304度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域^{※4}において航行する等して避避する船舶
 - ⑤ 第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶
- (2) 高リスク船等^{※2}以外の船舶は、●●日●●：●●(原則として強風域が東京湾に到達する12時間前)以降、東京湾への入湾を回避すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。
- ① 港内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶
 - ② 明鐘岬から304度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域^{※4}において航行する等して避避する船舶
 - ③ 第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶

※1 東京湾

千葉県洲埼灯台(北緯34度58分31秒、東経139度45分27秒)から神奈川県御崎灯台(北緯35度8分29秒、東経139度40分37秒)まで引いた線以北の海域

※2 高リスク船等

- ① 長さ160m以上の自動車運搬船
- ② 長さ160m以上のコンテナ船
- ③ 長さ160m以上のガスタンカー
- ④ 長さ160m以上のタンカー
- ⑤ 長さ200m以上の客船・フェリー
- ⑥ 長さ200m以上の貨物船
- ⑦ 総トン数5万トン以上の危険物積載船(液化ガス船を除く。)
- ⑧ 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- ⑨ 積荷積載率(現在の積荷積載量/載貨重量トン×100)が10%以下の船舶

※3 航路の起点、寄港地、又は終点に東京湾内の港が含まれる事業に限る

※4 別図の①を参照

湾外避避・入湾回避勧告第●●号解除

●●●●年●●月●●日●●：●●

関係各位

第三管区海上保安本部長

台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び第48条第1項の規定に基づき、東京湾の海域に発出していた湾外避避・入湾回避勧告(第●●号)を解除する。

なお、港長による湾外避避勧告が継続している場合、これに従うこと。

走錨対策強化勧告（第●号）

●●●●年●●月●●日●●：●●

関係各位

第三管区海上保安本部長

台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第 32 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1 発令期間

●●●●年●●月●●日●●：●●～勧告を解除するまで

2 勧告対象海域

走錨対策強化海域（東京湾アクアライン周辺海域[※]）

3 勧告内容

- (1) 走錨対策強化海域（東京湾アクアライン周辺海域[※]）に錨泊する船舶は、VHF 16 c h を常時聴取するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、機関及びスラスターの起動、AIS の作動維持等を行い、厳重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。
- (2) 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

※ 東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯をそれぞれ中心とした半径 2 海里円内の海上交通安全法適用海域のうち、東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く海域（別図の②参照）

走錨対策強化勧告第●号解除

●●●●年●●月●●日●●：●●

関係各位

第三管区海上保安本部長

海上交通安全法第 32 条第 2 項に基づき発出していた走錨対策強化勧告（第●号）を解除する。